

(令和6年度滝上町省エネ再エネ設備導入促進事業)

太陽光発電設備・木質バイオマス熱利用設備・高効率給湯器の導入補助のご案内

滝上町では、ゼロカーボン(脱炭素化)の取組みとして、町内における太陽光発電設備等の省エネ再エネ設備の導入費用に対して補助を実施します。



太陽光発電設備 (一般個人住宅)



- 太陽光発電設備(パネル等)
補助金額7万円/kW(上限35万円)
＜補助要件＞
 - ・発電出力10kW未満の設備であること
 - ・自家消費率30%以上であること
 - ・FIT/FIP制度の認定を取得しないこと
 - ・毎年、発電電力量等の報告をすること等



- 家庭用蓄電池
補助金額 経費の1/3(上限25万円)
＜補助要件＞
 - ・太陽光発電設備と一体的に導入すること
 - ・税抜価格15.5万円/kWh以下の蓄電池であること等

太陽光発電設備 (事業所)

- 太陽光発電設備(パネル等)
補助金額5万円/kW(上限1,500万円)
＜補助要件＞
 - ・自家消費率50%以上であること
 - ・FIT/FIP制度の認定を取得しないこと
 - ・毎年、発電電力量等の報告をすること等

※事業所については蓄電池の補助はありませんので、ご注意ください。
※事業所で本補助金の活用をご検討されている場合は事前に下記担当へご相談ください。

木質バイオマス熱利用設備 (一般個人住宅・事業所)

- 薪ストーブ、ペレットストーブ 補助対象経費の2/3(上限20万円)
- 薪ボイラー、ペレットボイラー 補助対象経費の2/3(上限65万円)
- ＜補助要件＞
 - 木質バイオマスの熱利用率が60%以上であること
 - (暖房や給湯などにおいて、木質バイオマス熱を主たる熱源とすること)

高効率給湯器 (一般個人住宅・事業所)

- 補助対象経費の1/2(上限10万円)
- ＜補助要件＞
 - 従来の給湯器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの

補助金申請受付期間及び事業実績報告期限

申請受付：令和6年5月1日(水)から令和6年11月29日(金)まで
実績報告：令和7年2月28日(金)まで

本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」の採択を受けて実施するものです。



(担当) 滝上町役場まちづくり推進課まちづくり推進係 ☎ 0158-29-2111(内線254)